

(返戻金制度について)

弊社が紹介した人材が、紹介先企業との雇用契約発効日より 3 か月以内に、紹介した人材側の事由により退職した場合、紹介料の 50%、3 か月を超え 6 か月以内に退職した場合、紹介料の 25%を返戻金として返却いたします。

但し、6 か月を超えた時点で退職した場合は、退職事由の如何を問わず紹介料の返戻はいたしません。

2020 年 1 月 1 日

株式会社 API グlobalアドバイザー

代表取締役社長 寺尾 進